

○国立大学法人筑波大学教育研究評議会の議事等に関する規程

〔平成16年4月1日〕  
教育研究評議会規程第1号

改正 平成18年教育研究評議会規程第1号  
平成18年教育研究評議会規程第3号  
平成19年教育研究評議会規程第1号  
平成26年教育研究評議会規程第1号  
平成27年教育研究評議会規程第1号

国立大学法人筑波大学教育研究評議会の議事等に関する規程

(趣旨)

第1条 この教育研究評議会規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第24条第2項の規定に基づき、教育研究評議会の議事の手続き等について定めるものとする。

(会議日)

第2条 教育研究評議会は、毎月1回開催することを常例とする。

2 前項の規定にかかわらず、議長が必要と認める場合は、臨時にこれを開催することができる。

(会議の開催)

第3条 国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則（平成16年法人規則第15号。以下「教育研究評議会規則」という。）第5条に規定する通知は、会議開催日の1週間前までに、書面又は電磁的方法により行うことを常例とする。

(監事の出席)

第4条 基本規則第6条第2項の規定に基づき、監事が教育研究評議会に出席しようとする場合には、あらかじめ議長に申し出るものとする。

(会議資料の提示)

第5条 教育研究評議会の議事は、当該会議の議案に応じ、必要な会議資料を評議員に提示して行うものとする。

2 前項の会議資料の提示は、書面の配付、電磁的方法その他適切な方法により行うことができる。

(投票による決定)

第6条 教育研究評議会の議事の決定は、必要があると認めるときは、投票により行うことができ

きる。

2 前項の投票は、無記名投票で行うものとする。

(資料の請求手続)

第7条 教育研究評議会規則第9条に規定する資料の提出の請求は、必要とする資料名及びその理由を記載した書面により行うものとする。

(議案の提出)

第8条 教育研究評議会規則第10条に規定する議案の提出は、提出する議案及びその提出理由を記載した書面を議長に提出して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長解任の申出の発議に関する議案を提出するときは、評議員の5分の1以上の連名で、その提出理由を記載した書面を議長に提出するものとする。

(意見の陳述)

第9条 教育研究評議会は、大学教員の懲戒に関し、当該者から申し立てがあった場合は、文書又は口頭による意見の陳述の機会を与えるものとする。

2 前項の規定により口頭による意見の陳述の機会を与える場合は、議長が指名する評議員に対し陳述させることができる。

附 則

この教育研究評議会規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平18.4.27教育研究評議会規程1号)

この教育研究評議会規程は、平成18年4月27日から施行する。

附 則 (平18.5.26教育研究評議会規程3号)

この教育研究評議会規程は、平成18年5月26日から施行する。

附 則 (平19.12.20教育研究評議会規程1号)

この教育研究評議会規程は、平成19年12月20日から施行する。

附 則 (平26.5.22教育研究評議会規程1号)

この教育研究評議会規程は、平成26年5月22日から施行する。

附 則 (平27.6.25教育研究評議会規程1号)

この教育研究評議会規程は、平成27年7月1日から施行する。